

なごや健康経営応援パートナーシップに関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が支援企業等と締結する、なごや健康経営応援パートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）について必要な事項を定めることにより、健康なごやプラン 21（第3次）の取組方針の下、働く世代の健康維持増進に向け、市と支援企業等が相互に連携して市内企業の健康経営の取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援企業等 パートナーシップに基づき企業の健康経営を支援する企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 利用企業 支援企業等が提供する支援事業を利用する企業をいう。
- (3) 支援事業 支援企業等がパートナーシップに基づき、利用企業の健康経営を支援する事業をいう。
- (4) パートナーシップ 支援事業の実施に当たって必要な事項を定めるものであって、市及び支援企業等の双方の合意の上で締結するものをいう。

(パートナーシップの対象となる支援企業等)

第3条 パートナーシップの対象となる支援企業等は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、次条の支援事業を行うことが適当であると市長が認めたものとする。

- (1) 支援企業等の代表者又は役員（以下「代表者等」という。）が破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
- (2) 支援企業等又は代表者等が、刑事事件に関し、現に起訴され、又は禁錮以上の刑に処せられている場合（刑の消滅をした場合を除く。）

- (3) 支援企業等が、破産手続開始の決定、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の決定、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定を受けていないこと。
- (4) 支援企業等又はその代表者等が、次のいずれかに該当する場合
- ア 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である場合
 - イ 名古屋市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）である場合
 - エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体である場合
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している場合
 - カ 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭等の援助を行っている団体である場合
- (5) 特定の政党その他の政治的団体、宗教団体その他の宗教的な団体、思想団体及びこれらに類する外郭団体等である場合、又は名古屋市の中立性、公平性及び公正性を損なうおそれがある団体である場合
- (6) 支援企業等若しくは代表者等が国税若しくは地方税を滞納し、又はそれらが未申告である場合
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、名古屋市から一般競争入札等の参加者の資格を取り消される等している場合
- (8) 協定締結時において名古屋市指名停止要綱（平成 15 年財用第 5 号）第 3 条に基づき指名停止の措置を受けている場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がパートナーシップの対象者として適当でないと認める場合
- (パートナーシップの対象となる支援事業)

第4条 パートナーシップの対象となる支援事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 企業が健康経営に取り組む上で抱える個別課題に対して、解決に向けた具体的な支援を行う内容であり、かつ経済産業省の健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定取得に資する事業

(2) 本市が実施する健康経営に関する事業の普及・広報

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、パートナーシップの対象となる支援事業としない。

(1) 専ら支援企業等の直接的な営業又は広告宣伝等を目的とするもの

(2) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等が必要にもかかわらず当該許可等を受けていない役務、商品を提供するもの

(3) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

(4) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的若しくは宗教的教育を目的とするもの

(5) ギャンブルに係るもの(公共的な団体が実施するものを除く。)

(6) 人権を侵害するおそれがあるもの(これに類するものを含む。)

(7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するものであって、利用者等を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそれらのおそれのあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、支援事業として適当でないと市長が認めるもの

3 第4条第1項第1号に定める支援事業の提供については、原則以下のとおりとする。

(1) 支援事業の提供にあたっては、支援企業等と利用企業双方で利用方法、利用期間その他事業の利用にあたって必要な事項を協議の上決定すること。

(2) 支援事業の提供にあたっては、実費相当額の支払いを受ける場合等を除き、無償とすること。なお、実費相当額等の支払いを受ける場合等においては、前号に規定する協議及び第7条に規定する公表等の際、無償及び有償となる部分について

て明確にすること。

(3) 支援企業等と利用企業との協議に市は介入しない。

(パートナーシップの締結等)

第5条 パートナーシップの対象となる支援事業を実施しようとする支援企業等は、あらかじめ市と当該支援事業の内容等について協議しなければならない。

2 市及び支援企業等は、前項に規定する協議が整った場合は、支援事業の内容、パートナーシップの条件、有効期間その他必要な事項を記載したパートナーシップ締結書を作成し、パートナーシップを締結するものとする。

3 市及び支援企業等は、支援事業の追加又は支援事業の内容に変更が必要であると判断した場合は、双方協議して定めるものとする。

4 市は、支援企業等が支援事業を提供することに要する費用を負担しないものとする。

(公表等)

第6条 市及び支援企業等は、第5条第2項の規定によるパートナーシップを締結した場合は、ホームページへの掲載その他適切な方法により、それぞれ速やかにその内容等を公表するものとする。

(パートナーシップの有効期間)

第7条 パートナーシップの有効期間は、パートナーシップを締結した日から1年間とし、期間満了の1か月前までに支援企業等から申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市若しくは支援企業等に特別の事情がある場合又は支援事業が完了した場合は、この限りでない。

(パートナーシップの解消)

第8条 市は、支援企業等又はその代表者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援企業等の承諾等なくパートナーシップを解消することができる。

(1) 支援企業等若しくは代表者等が第3条各号のいずれかに該当し、又は支援事業が第4条第2項各号に該当すると認められたとき。

- (2) 支援企業等が市の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 支援企業等が監督官庁等から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたとき又は契約の相手方として必要な資格等が欠けたとき。
- (4) 支援企業等に破産法に基づく支払の停止があったとき、支援企業等が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は支援企業等に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始決定、民事再生手続に係る開始決定、会社更生に係る開始決定若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 支援企業等又は代表者等が公租公課の滞納処分等を受けたとき。
- (6) パートナーシップに基づく支援事業が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (7) 支援企業等が事業の譲渡、事業の廃止その他の理由により、パートナーシップに基づく支援事業を行わなくなるおそれがあると認めるとき。
- (8) 支援企業等が合併、分割又は解散をするとき。
- (9) パートナーシップに基づく支援事業の実施に関し、支援企業等、代表者等又は支援企業等の従業員の責めに帰すべき事由により、市、市の職員又は第三者に損害を与えたとき。
- (10) パートナーシップに基づく支援事業の実施に関し、当該事業の利用企業から苦情の申し立てがあり、市が本要綱の趣旨等に鑑み、当該苦情について相当と認めるとき。
- (11) 支援企業等に市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったと認められるとき。
- (12) 支援企業等が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 支援企業等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、公正取引委員会の支援企業等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第 7 条の 2

第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

イ アに掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。ウにおいて同じ。)により、支援企業等が、パートナーシップについて独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

ウ 支援企業等(支援企業等が法人その他の団体である場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。エ及びオにおいて同じ。)対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

エ 支援企業等に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

オ 支援企業等がアからエまでに規定する行為をしたことが明らかであると認められたとき。

(13) 支援企業等に雇用され、かつ、パートナーシップに基づく支援事業に関わっている労働者に対する賃金の支払について、支援企業等が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、パートナーシップを継続することが困難であると市長が認めたとき。

2 前項の規定によるパートナーシップの解消によって支援企業等に損害その他の不利益等が発生した場合であっても、市は何らの責任も負わないものとする。

(不可抗力等によるパートナーシップの解消)

第9条 市又は支援企業等は、天災、不可抗力その他市又は支援企業等のいずれの責めにも帰することができない事由により、パートナーシップに基づく支援事業の実施及び継続が困難であると判断した場合には、書面によりパートナーシップの解消を申し出ることができるものとする。ただし、当該支援事業そのものが、天災、不

可抗力等の発生時に実施することを目的としている場合を除く。

(協議)

第 10 条 この要綱及びパートナーシップ締結書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び支援企業等は、双方協議の上、これを処理するものとする。

(雑則)

第 11 条 パートナーシップに基づく支援事業の提供終了後の支援企業等と利用企業とのトラブルについて、市は介入しない。

2 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。